家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵

（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）の業務に関する報告書

　年　　月　　日提出

　　青森県知事　　殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、令和５年1月１日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 家畜人工授精所の管理番号 |  |
| ２ | 家畜人工授精所の名称及び所在地 |  |
| ３ | 家畜の種類及びその業務の別 | 家畜の種類：　　　　　　　　　　　業務の別： |
| ４ | 家畜人工授精用精液を譲渡した件数 |  |
| ５ | 家畜人工授精用精液を譲受した件数 |  |
| ６ | 家畜受精卵を譲渡した件数 |  |
| ７ | 家畜受精卵を譲受した件数 |  |

備考

１　年は西暦で記載すること。

２　３の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づく報告を行うこと。

１　牛

２　豚

３　馬

４　山羊

５　めん羊

３　３の業務の別は次の区分により番号を記入すること。

１　家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務

２　家畜体内受精卵の採取及び処理の業務

３　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）

４　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）

５　家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存

４　４及び５は家畜の種類ごとに記載し、６及び７は牛に限って記載すること。